

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年4月28日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 武井 一郎

1 業務概要

- (1) 業務名 石狩川上流 忠別川多自然川づくり検討業務(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、忠別川の大正橋～忠別川取水堰区間(KP6.2～9.4、L=3.2km)における、治水(河岸侵食による護岸の不安定化等)・環境(礫河原の減少によるサケ産卵環境の劣化等)・利用面(安全性の低下)に対する課題解消に向けて、過年度検討成果を踏まえ、多自然川づくりを踏まえた河道整備の実施に向けた詳細検討と忠別川取水堰既設魚道の遡上改善試験検討及び過年度工事箇所モニタリング調査・評価を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ア 計画準備 一式
- イ 資料収集整理 一式
- ウ 現地踏査 一式
- エ 河道検討 一式
- オ 忠別川取水堰既設魚道の遡上改善試験検討 一式
- オ 関係機関協議資料作成 一式
- カ 報告書作成 一式

- (3) 履行期間 令和5年8月3日から令和6年7月31日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制
 - ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに対する技術提案
技術提案の的確性及び実現性
 - ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

5 手続等

- (1) 担当部局
〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
北海道開発局旭川開発建設部契約課 上席契約専門官
電話 0166-32-2908
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和5年4月28日から令和5年6月26日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
令和5年4月28日9時00分から令和5年5月15日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、

書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記5（1）に同じ。

（4）技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和5年6月12日9時00分から令和5年6月26日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記5（1）に同じ。

6 その他

- （1） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 契約書作成の要否 要。
- （3） 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）に同じ。
- （4） 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5） 上記2（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記5（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- （6） 技術提案書に関するヒアリングを行わない。
- （7） 詳細は説明書による。